

平成29年度整備主任者法令研修及び自動車検査員研修日程のお知らせ

熊本運輸支局より、標記研修について案内が来ましたので、「整備主任者法令研修」及び「自動車検査員研修」の日程をご案内申し上げます。当該研修は、法令で受講の義務が定められておりますのでよろしくお願い申し上げます。

又、受講会場が限られておりますので、混雑を避けるためにも、なるべく指定の日にご出席頂けるよう重ねてお願い申し上げます。(後日、指定日をご案内いたします。)

平成29年度 整備主任者研修日程表(法令)

1. 日時、場所、研修項目

日 程	場 所	時 間	整備 担当	検査業務担当
平成29年 10月16日(月)	熊本県自動車会館	9:30~12:30 13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
10月17日(火)	熊本県自動車会館	9:30~12:30 13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
10月18日(水)	熊本県自動車会館	9:30~12:30 13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
10月27日(金)	熊本県自動車会館	9:30~12:30 13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
10月30日(月)	人吉自動車会館	13:00~16:00	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
10月31日(火)	人吉自動車会館	13:00~16:00	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
11月 1日(水)	天草自動車会館	13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
11月 2日(木)	天草自動車会館	9:30~12:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
11月 6日(月)	熊本県自動車会館	9:30~12:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官

	研 修 項 目	午前の部	午後の部	時 間	担 当 者
1	整備事業の現況について	9:30~9:45	13:30~13:45	15分	首席陸運技術専門官
2	整備事業関係について	9:45~10:25	13:45~14:25	40分	陸運技術専門官
3	休 憩	10:25~10:35	14:25~14:35	10分	
4	検査業務関係について	10:35~11:25	14:35~15:25	50分	検査官
5	新技術等について	11:25~12:15	15:25~16:15	50分	振 興 会
6	質疑応答	12:15~12:30	16:15~16:30	15分	

※ 時間については変更する場合があります。

※ 人吉については30分繰り上げて実施

2. 研修対象者

整備主任者として選任届けがなされている者

3. 携行品

- (1) 自動車整備技能者手帳 (保有者のみ)
- (2) 筆記具

平成29年度 自動車検査員研修日程表

1. 日時、場所、研修項目

日 程	場 所	時 間	整備部門担当	検査業務担当
平成29年 11月6日(月)	熊本県自動車会館	13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
11月8日(水)	熊本県自動車会館	9:30~12:30 13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
11月10日(金)	熊本県自動車会館	9:30~12:30 13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
11月13日(月)	熊本県自動車会館	9:30~12:30 13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
11月16日(木)	天草自動車会館	13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
11月17日(金)	天草自動車会館	9:30~12:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
11月21日(火)	人吉自動車会館	13:00~16:00	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官
11月22日(水)	熊本県自動車会館	9:30~12:30 13:30~16:30	首席陸運技術専門官 陸運技術専門官	検査官

	研 修 項 目	午前の部	午後の部	時 間	担当者
1	整備事業の現況について	9:30~9:55	13:30~13:55	25分	首席陸運技術専門官
2	整備事業関係について	9:55~11:05	13:55~15:05	70分	陸運技術専門官
3	休 憩	11:05~11:15	15:05~15:15	10分	
4	検査業務関係について	11:15~12:15	15:15~16:15	60分	検査官
5	質疑応答	12:15~12:30	16:15~16:30	15分	

- ※ 人吉については30分繰り上げて実施
- ※ 時間については変更する場合があります。

2. 研修対象者

- (1) 自動車検査員として選任されている者
- (2) 自動車検査員の有資格者で受講を希望する者

3. 携行品

- (1) 自動車整備技能者手帳 (保有者のみ)
- (2) 筆記具